

出席停止の方法、様式について

(保護者用)

富士宮市教育委員会 (R2.12.7~)

**児童生徒の
発熱等のかぜ症状**



保護者が学校へ連絡
※症状によっては受診をお願いします。
(受診前に医療機関に電話連絡する)

◇ 診断後、学校から保護者へお渡しする書類 ◇

①出席停止通知書 (15号様式)

②出席停止解除にかかわる証明書
(15号様式の2)
インフルエンザ・新型コロナ以外の感染症
(15号様式の3)
インフルエンザ様症状 (罹患証明がない場合)
新型コロナ陽性者、濃厚接触者

②の用紙の受け取りは、学校のホームページでダウンロードすることもできます。

保健所
濃厚接触者
感染者と最後の接触から2週間出席停止
「15号様式の3」を学校に提出

※陰性の場合も2週間の出席停止

病院受診					病院受診なし
インフルエンザ陽性	インフルエンザ様症状 (検査はしないが、症状よりインフルエンザ治療薬処方)	新型コロナ疑い	その他の感染症	感染症ではない	症状がなくなるまで出席停止 (停止解除様式提出なし)
発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過後、出席停止解除 医療機関から発行された「インフルエンザ罹患証明書」を学校に提出	PCR検査等 (医療機関・保健センター)	医師の解除診断をもって、出席停止解除 「15号様式の2」を学校に提出	症状がなくなるまで出席停止 (停止解除様式提出なし)		

※医療機関より「罹患証明書」が発行されなかった場合は、「15号様式の3」を学校から受け取る

※インフルエンザ治療薬投薬後も症状が改善しない場合は再受診

新型コロナ陽性	新型コロナ陰性
保健所や医療機関の指示により、必要な期間出席停止 「15号様式の3」を学校に提出	症状がなくなるまで出席停止 (停止解除様式提出なし)